

令和8年度

委託

設計書
仕様書

- 1委託名中央図書館自家用電気工作物等保守点検業務委託
- 2施行場所川越市三久保町2番地9中央図書館
- 3積算原価(月額)円
- 4予定支出額(月額)円

5委託の概要

中央図書館における自家用電気工作物等の保守点検を委託するものである。
契約期間：令和8年12月1日から令和9年11月30日まで（1年）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

6委託の理由

中央図書館の自家用電気工作物及び消防用設備等の一部について、電気事業法及び消防法に基づき正常に稼働するよう点検し、維持管理するため。

設計内訳書					
名称	数量	単位	単価	金額	備考
電気事業法に基づく点検					
月次点検（受変電設備）	12	回			
月次点検（非常用発電装置）	12	回			
年次点検	1	回			
消防法に基づく点検					
機器点検・総合点検	2	回			
疑似負荷試験	1	回			
緊急時の対応	12	月			
小 計					
諸経費	1	式			
合 計					A
月 額					=A/12箇月

中央図書館自家用電気工作物等保守点検業務委託 仕様書

1 目的

本業務委託は、中央図書館の自家用電気工作物及び消防用設備等の一部について、正常に稼働するよう維持管理することを目的とする。

2 対象施設

- (1) 名称 川越市立中央図書館
- (2) 場所 川越市三久保町2番地9

3 委託期間

令和8年12月1日から令和9年11月30日まで（1年）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 支払方法

2回払い

- 12月～3月分（4箇月分）
- 4月～11月分（8箇月分）

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6 受注者の資格

受注者は以下の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 電気事業法施行規則第52条の2の要件を満たす電気保安法人であること。
- (2) 電気事業法第44条に定める第一種、第二種及び第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該業務に配置できること。
- (3) 消防設備士又は消防設備点検資格者を当該業務に配置できること。

7 法令等の遵守

受注者は、本市の契約諸規定に従うとともに、以下に掲げる法令等を含む関係諸法を遵守しなければならない。

- (1) 電気事業法・同施行令・同施行規則
- (2) 消防法・同施行令・同施行規則

8 提出書類

受注者は、業務着手以前に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) その他発注者指定のもの

9 再委託の申請

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

10 対象設備

以下のとおりとする。詳細は別表「対象設備主要構成機器」のとおり。

(1) 自家用電気工作物

設備容量：600kVA 受電電圧：6600V

- ア 引込設備
- イ 受電設備
- ウ 受電盤・配電盤
- エ 接地工事の施設状況
- オ 構造物・配電設備
- カ 発電設備
- キ 蓄電池設備
- ク 負荷設備

(2) 消防用設備等

非常電源（自家発電設備）、関連する配線を含む

11 業務内容

以下の業務を行う。なお、停電を伴う点検など、開館日又は開館時間中に実施することが適当でない作業については、発注者と協議のうえ、休業日又は閉館後に行うものとする。

(1) 電気事業法に基づく点検

電気事業法第42条に基づき作成された保安規程に則り、以下の点検を行うものとする。なお、実施に際しては、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(20190304保局第1号)」の定めに従うこと。

- ア 月次点検 月1回（計12回）
- イ 年次点検 年1回（計1回） 1～3月の間に実施

(2) 消防法に基づく点検

消防法第17条の3の3に基づく点検とし、消防署長等への報告など、点検後の必要

な手続きを含むものとする。業務の実施については、平成16年消防庁告示第9号に定める期間、方法及び報告書の様式に従い行う。

ア 機器点検	6箇月に1回（計2回）	原則1・7月実施
イ 総合点検	年1回（計1回）	原則7月実施
ウ 疑似負荷試験（自家発電設備）	年1回（計1回）	原則7月実施

(3) 緊急時の対応

発注者から故障等発生の連絡を受けた場合は、速やかに現場へ出向き、適切な処置を行う。

(4) その他の業務

- ア 電気主任技術者の外部委託に係る届出
- イ 立ち入り検査の立会い

1 2 官公庁への届出

受注者は、委託期間中に生じた関係官公庁に対する必要な手続きの一切を、発注者の承認を得て代行すること。

1 3 服装について

従事者は作業に際し、業務にふさわしい服装を着用し、作業中であることが容易に認められる名札その他を身につけるものとする。

1 4 報告書の提出

受注者は、各種業務の結果について、所定の報告書を速やかに提出すること。なお、関係諸法により定められた基準に満たない点が発見された場合は、迅速に報告すること

1 5 経費の負担区分

(1) 発注者負担

- ア 業務に必要な光熱水費
- イ 自家発電設備の燃料

(2) 受注者負担

- ア 業務に必要な器具、工具、薬品、オイル等消耗品
- イ 蓄電池設備、自家発電設備等への補水費

1 6 その他の事項

- (1) 受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者と事前に業務内容等について十分な打ち合わせを行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務を遂行するにあたり、建物、設備及び備品等に損傷を与えないよ

う十分注意し、万一損傷の場合は、発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。

- (3) 従事者が本業務遂行中、自身の不注意等により負傷等した場合、発注者はその責を負わないものとする。
- (4) 受注者は、「川越市路上喫煙の防止に関する条例(第4条)」に基づき、本委託業務の実施に際して、路上喫煙禁止地区内での路上喫煙をしてはならない。また、路上喫煙禁止地区以外の場所についても、路上喫煙をしないように努めるものとする。
- (5) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項又は疑義ある事項については、発注者と協議のうえ、誠意をもって対処するものとする。
- (6) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。また、契約締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合を考慮し、「契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする」旨及び税法上経過措置の対象となる場合の優先的な適用について、併せて契約書に記載する。
- (7) 中央図書館の開館日、開館時間、休館日及び休業日は次のとおりである。ただし、変更することがある。

開館時間	・ 火～金曜日 午前9時30分～午後7時 ・ 土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後6時
休館日	・ 毎月最終金曜日（祝日に当たるときはその前日） ・ 1月4日 ・ 特別整理期間
休業日	・ 月曜日（祝日又は振替休日に当たるときを除く） ・ 海の日、敬老の日、スポーツの日及び成人の日のそれぞれの翌日 ・ 年末年始（12月29日～1月3日）

別表「対象設備主要構成機器」

No.	機器名	規 格	数量
1	P A S	エネルギーサポート VT/LA 内蔵 (R2 更新)	1 台
2	S O G	エネルギーサポート DGCL-R1-SV (R2 更新)	1 台
3	G R	高圧用	1 台
4	高圧盤	引込、受電、分岐、コンデンサ各 1 面	4 面
5	低圧盤	引込 2 面、分岐 4 面	6 面
6	変圧器盤		2 面
7	V C B	三菱 VF-13CM-D 7.2/3.6kV	3 台
8	O C R	泰和電気 TOC-MV10	6 台
9	L A	高圧用	1 台
10	U V R	日立 IV-UC-3R	1 台
11	V C S		2 台
12	高圧進相コンデンサ	日新電機 PET-FK4 6KV 106kvar L=6% (R3 更新)	1 台
		日新電機 PET-FK4 6KV 79.8kvar L=6% (R3 更新)	1 台
13	変圧器	大阪変圧器 300kVA	2 台
		大阪変圧器 100kVA	1 台
		大阪変圧器 20kVA	1 台
		大阪変圧器 10kVA	1 台
14	L G R	テンパール工業 EF-KA	3 台
15	据置鉛蓄電池	古河電池 MSE-150 形 108V 150Ah (R7 更新)	54 個
16	自家発電装置	明電舎 Y300PBS 225kVA 415/240V ・ディーゼルエンジン(ヤンマーディーゼル 6HAL-DT) ・蓄電池(古河電池 HS-250E 形 24V)	1 基